

内装改修工事	<p>4 28 カーテン</p> <p>・再使用する ・新設する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>開閉操作</th> <th>ひだの種類</th> <th>きれ地の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・シングル</td> <td>・片引き</td> <td>※ 手引き ・フランジひだ</td> <td>品質、特殊加工</td> </tr> <tr> <td>・ダブル</td> <td>・引分け</td> <td>・ひも引き ・箱ひだ、つまひだ ・電動</td> <td>・フレーンひだ、片ひだ</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2.3.1] [5.1.6] (20.2.14) (表20.2.1)</p> <p>29 カーテンレール</p> <p>・再使用する ・新設する 材質 ※ アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成形板 (アルマイト仕上げ) 形状 角形 ()</p> <p>[5.1.6] (20.2.14)</p> <p>30 カーテンボックス</p> <p>・再使用する ・新設する 材質 アルミニウム製既製品 (・シルバー ・着色) ・木製</p> <p>[5.1.6]</p> <p>31 コーナーピート (壁ボード出隅保護金物)</p> <p>材質 ※ アルミニウム押出形材差込型 () ※ シルバー ・焼付 () ・コーナー保護金物付きジョイントテープ ()</p> <p>32 天井見切縁</p> <p>材質 アルミニウム押出形材 ※ 塗化ビニル製 施工箇所 ※ 図示による ()</p> <p>33 点検口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井</td> <td>・アルミニウム製</td> <td>・450角 ・600角</td> <td>・一般形</td> <td>・鍵付き</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>・アルミニウム製目地 ・ステンレス鋼製目地</td> <td>・450角 ・600角</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別	・シングル	・片引き	※ 手引き ・フランジひだ	品質、特殊加工	・ダブル	・引分け	・ひも引き ・箱ひだ、つまひだ ・電動	・フレーンひだ、片ひだ	形式	材種	寸法	形式	備考	天井	・アルミニウム製	・450角 ・600角	・一般形	・鍵付き	床	・アルミニウム製目地 ・ステンレス鋼製目地	・450角 ・600角			7 標準記載(グリーン)改修工事	<p>※ 福島県吹き付けアスベスト改修工事共通仕様書による。 とりこわし工事に先立ち、石綿含有吹き付け材の除去工事を行う。 [9.1.1]</p> <table border="1"> <tr> <td>処理工法</td> <td>施工場所</td> </tr> </table> <p>※ 除去処理 ・封じ込め処理</p> <p>建築物などの保全技術・技術審査証明事業により証明された業者及び工法とする。</p> <p>分析による石綿含有調査 ※ 行う ・行わない</p> <p>※ 測定点 (図示による) ・監督員との協議による</p> <p>※ プラスチック2重袋による密封処理 [9.1.3(2)(イ)] ・()</p> <p>石綿含有建材の取り扱いについては、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令21号)を遵守すること。</p> <p>石綿含有成形板の種類等 [9.1.5]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・化粧せっこうボード</td> <td>・9.5 ・2.0</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・ビニル床タイル</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特別管理産業廃棄物管理責任者</p> <p>石綿含有建材の除去工事にあたっては、元請けとして特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに石綿予防規則関係法令に従い、適切に施工すること。ただし、石綿含有成形板の処理工事を除く。</p> <p>特別管理産業廃棄物責任者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に基づく配置技術者 なお、主任技術者・監理技術者であることを要しない。</p> <p>4 断熱材</p> <p>外断熱及び断熱材打込み工法 [9.3.2] [9.5.2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・押出法ポリスチレンフォーム</td> <td>・保温板 (2種b) ・保温板 (3種b)</td> <td>・25 ・25</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・硬質カレクターフォーム</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・接地部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>既存外壁の処置 [9.3.3]</p> <p>下地面の清掃 ・行う</p> <p>下地面欠損部の改修工法 ()</p> <p>通気層 ・有 (厚さ) ・無</p> <p>・断熱材現場発泡工法 [9.5.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>難燃性</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種1</td> <td>・25</td> <td>※窓周り等の断熱材補修部分、ルーフドレン通りの床版下等、</td> </tr> <tr> <td>・A種2</td> <td>・</td> <td>部分的に後振りとしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td>・A種3</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	処理工法	施工場所	種類	厚さ(mm)	備考	・化粧せっこうボード	・9.5 ・2.0	・	・ビニル床タイル			種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所	・押出法ポリスチレンフォーム	・保温板 (2種b) ・保温板 (3種b)	・25 ・25	・	・硬質カレクターフォーム	・	・	・接地部分	難燃性	厚さ(mm)	施工箇所	・A種1	・25	※窓周り等の断熱材補修部分、ルーフドレン通りの床版下等、	・A種2	・	部分的に後振りとしなければならない箇所	・A種3	・		・B種1			・B種2		
		形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別																																																																		
		・シングル	・片引き	※ 手引き ・フランジひだ	品質、特殊加工																																																																		
		・ダブル	・引分け	・ひも引き ・箱ひだ、つまひだ ・電動	・フレーンひだ、片ひだ																																																																		
		形式	材種	寸法	形式	備考																																																																	
		天井	・アルミニウム製	・450角 ・600角	・一般形	・鍵付き																																																																	
		床	・アルミニウム製目地 ・ステンレス鋼製目地	・450角 ・600角																																																																			
処理工法	施工場所																																																																						
種類	厚さ(mm)	備考																																																																					
・化粧せっこうボード	・9.5 ・2.0	・																																																																					
・ビニル床タイル																																																																							
種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所																																																																				
・押出法ポリスチレンフォーム	・保温板 (2種b) ・保温板 (3種b)	・25 ・25	・																																																																				
・硬質カレクターフォーム	・	・	・接地部分																																																																				
難燃性	厚さ(mm)	施工箇所																																																																					
・A種1	・25	※窓周り等の断熱材補修部分、ルーフドレン通りの床版下等、																																																																					
・A種2	・	部分的に後振りとしなければならない箇所																																																																					
・A種3	・																																																																						
・B種1																																																																							
・B種2																																																																							
塗装改修工事	1 材料	<p>ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ () [7.1.3]</p> <p>防火材料 ※ 屋内の壁、天井の塗装仕上げ材は防火材料とし、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする ・次の箇所を除き防火材料とする (箇所:)</p>																																																																					
	2 下地調整	図示による																																																																					
	3 鑽止め塗料塗り	図示による																																																																					
	4 塗装	図示による																																																																					
耐震改修工事 共通事項	<p>6 1 (一般事項) 適用範囲</p> <p>工事内容 ・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・鉄骨ベースの設置工事 ・柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・柱補強工事 (連続繊維補強工法) ・耐震スリット新設工法 ・免震改修・制震改修工事</p> <p>工事種別 [8.1.1] [8.1.2] ・施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修) ・撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取り戻し、撤去 (下地の一部又は全てを含む)、構造体のはつり) ・鉄筋工事 ・あと施工アンカーアー工事 ・コンクリート工事 ・鉄骨工事 ・グラウト工事 ・連続繊維補強工事 ・スリット新設工事 ・免震改修・制震改修工事</p> <p>3 施工数量調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工数量調査 項目</th> <th>内 容</th> <th>記録事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・図示による</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1.2.2) (1.2.4) (1.3.1) [1.2.2] [1.2.4] [1.3.1] [1.5.2]</p> <p>4 各工事</p> <p>各工事については、別紙による。</p> <p>5 圧縮強度試験</p> <p>公的機関でコンクリートの材齢28日圧縮強度試験を行う建築物・その部位等</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物名</td> <td>部位</td> </tr> <tr> <td>※ 敷体</td> <td>・()</td> </tr> </table> <p>6 コンクリート貫通 ・はつり・穿孔</p> <p>(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。</p>	施工数量調査 項目	内 容	記録事項等	・図示による			建築物名	部位	※ 敷体	・()																																																												
		施工数量調査 項目	内 容	記録事項等																																																																			
		・図示による																																																																					
		建築物名	部位																																																																				
		※ 敷体	・()																																																																				
		<p>福島県建築関係工事特記仕様書</p>		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称																																																																
				設計年:令和〇〇年〇〇月		設計者氏名	印	図面名称	建築改修工事特記仕様書(3)																																																														
						図面番号																																																																	

11	1 内容	① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。	13	1 準備期間確保工事	準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること、また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。		
	2 設置に要する費用	【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須) (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 真い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消耗材活用し良い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくとも容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) 【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須) (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 置き物の洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品(任意) (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m ² 以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 防音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 真気対策機能の多重化 (16) 簡単などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トレイツーベーパー予備置き場等) ② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。 ③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。 快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とい、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。		2 フレックス工事	フレックス工事実行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は着工者者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。		
12	1 内容	※ 本工事は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映させるため、市場単価及び補正市場単価の補正をする。	14	1 再生資源利用計画書	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。		
	2 基準	※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について		2 再生資源利用促進計画書	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合废弃物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。		
		※ 本工事は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映させるため、市場単価及び補正市場単価の補正をする。	15	1 内容	※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について 総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について受注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認することを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。		
福島県建築関係工事特記仕様書		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市×町△△△1-1 設計年:令和〇〇年〇〇月		建築士事務所名 設計者氏名	工事名称 印	工事名称 印	建築改修工事特記仕様書(5) 図面番号